こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者 医療費の窓口払いがなくなります

こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費受給資格をお持ちの方が、埼玉県内の医療機関等を受診 した場合、受給者証と健康保険証の提示で窓口での支払いがなくなります。(保険診療以外の自己負担は除く。) 埼玉県内の医療機関等で受診の際には、必ず窓口で健康保険証と新しい受給者証を一緒に提示してください。

開始時期 こども医療費、重度心身障害者医療費・・・・令和4年10月1日

ひとり親家庭等医療費……令和5年1月1日

対象医療機関 保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局(調剤)、指定訪問看護事業者

※医療機関によっては窓口払いが求められる場合があります。

次の場合は、今までのとおり、窓口でお支払いのうえ、医療費請求書と領収書を役場町民課へ提出してくだ さい。

- ・新しい受給者証を提示しなかったとき
- ・埼玉県外の医療機関を受診したとき
- ・1つの医療機関でひと月の支払いが21.000円以上となるとき(重度心身障害者医療受給者で後期高 齢者または国保加入者は除く)
- ●受給者資格をお持ちの方には、新しい受給者証を送付します。送付時期は次のとおりです。
 - ・こども医療費、重度心身障害者医療費・・・・9月下旬
 - ・ひとり親家庭等医療費・・・・12月下旬

問合せ 町民課 給付担当 ☎66·3111 内線125

重度心身障害者医療費助成制度に所得制限が導入されます

令和4年10月1日より受給資格者全員が所得制限の対象となります。所得制限対象者は受給資格者本人 のみです。(受給資格者が未成年でも本人のみが所得制限対象です。)

所得基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円

※扶養親族の人数・年齢に応じて所得制限基準額に一定の加算があります。

毎年9月に前年の所得に応じて審査を行い、基準額を超えた場合は10月1日から翌年9月までの医療費 の支給が停止となります。

必要な手続き

令和4年9月中に登録申請書等の提出により、予め所得確認の同意をいただき、町で所得を確認します。 町で所得を確認できない場合は、所得証明書を提出していただきます。

※令和5年度以降は、自動更新となり、所得制限基準額以内だった場合、9月末までに受給者証を送付します。

受給者証について

受給者証の有効期間は10月1日から翌年9月30日までの最長1年間です。手帳の再認定や有効期限等 により、有効期限が短くなる場合があります。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

後期高齢者医療被保険者証について

広報7月号及び7月に発送した被保険者証に同封したチラシに記載のとおり、今年度は被保険者証の送付 が2回あります。

現在使用している被保険者証(茶色)の有効期限は令和4年9月30日までとなっており、新しい被保険 者証(有効期限:令和5年7月31日・ピンク色)は、今月中旬に簡易書留で発送します。

お手元に届きましたら、住所・氏名・生年月日等、記載内容に誤りがないかをご確認ください。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66·3111 内線123